

北海商科大学同窓会（白亜会）表彰規程

（目的）

第1条

この規程は、北海商科大学同窓会及び大学等の発展に寄与する功績を挙げた者、または永年にわたり同窓会活動に従事し同窓会事業に多大な貢献があったと認められる者に対し顕彰を行うため定めるものである。

（適用範囲）

第2条

この規程の適用範囲は、同窓会正会員・名誉会員・賛助会員とし、個人・団体を問わないものとする。

（表彰の基準）

第3条

北海商科大学同窓会及び大学等の発展に寄与する功績を挙げた者の表彰基準は次のとおりとする。なお、個人の表彰は原則1回に限る。

- （1）大学並びに同窓会の名を高め、同窓会活動に寄与した者
- （2）同窓会活動に顕著な功績を挙げ、功労に値すると認められた者
- （3）学外の権威ある著名な表彰若しくは顕彰を受けた者
- （4）その他前項に準ずると認められる功労を挙げた者

（物故者の扱い）

第4条

物故者も対象とし、遺族等に対して前項の規定により追彰する。

（表彰審査）

第5条

表彰の審査は幹事会において行い、公正な審査を行うものとする。

（通知）

第6条

会長は前条の審査結果を本人又は団体に通知するものとする。

（表彰の方法）

第7条

- 1 表彰は表彰状並びに記念品を贈呈することとする。
- 2 この規程による表彰は原則として同窓会定期総会で行うものとする。但し都合により臨時に行うことができる。

（表彰の申請）

第8条

同窓会員は表彰に値すると判断した者について、自薦・他薦を問わず別紙推薦書を同窓会長あてに提出するものとする。

（表彰の告知）

第9条

同窓会は表彰者について告知する。

(その他の表彰)

第 10 条

この規程に規定されている以外の同窓会表彰等に関する取り扱いは、幹事会にて協議するものとする。

附則

この規程は 2020 年 4 月 1 日から施行する。